

令和元年度 第4回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 令和元年(2019年)10月2日(水)
午後6時30分～
場所 総合保健センター2階 健康教育室

1 出席者

(1) 委員 16人

相澤委員，池田委員，石坂委員，石田委員，小野田委員，数又委員，木村（一）委員，木村（雅）委員，榊委員，高田委員，高橋委員，玉利委員，西村委員，本田委員，三塚委員，箭原委員

（欠席：岸田委員，中村委員，畑委員，三浦委員）

(2) 事務局 15人

佐藤子ども未来部長，横田子ども未来部次長，原子ども企画課長，木村子どもサービス課長，小辻子育て支援課長，外山次世代育成課長，長船母子保健課長，藤澤子ども企画課係長，磯谷子ども企画課主査，尾形子育て支援課主査，木川子育て支援課主査，新井次世代育成課主査，渡邊母子保健課主査，阿部子ども企画課主事，渡邊子ども企画課主事

(3) 傍聴者 1人

2 配付資料

資料1 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画素案【たたき台】

資料2 計画策定スケジュールについて

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局（磯谷主査）】 （開会宣言）

2 子ども未来部長あいさつ

【事務局（佐藤部長）】 （部長あいさつ）

4 議事

(1) 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画素案（たたき台）の協議について

【会長】

それでは早速，次第に従って進めていきたいと思いますが，この次の会議で計画の最終的な取りまとめになると思います。

今日は，その前の協議ということで，皆様の忌憚のない意見を聞きながら進めたいと思いますので，よろしく願いいたします。

資料について，今回は切れ目なく続けて説明してもらいましたが，今回は長いので，中頃で前半・後半に区切って，それに対する質問をいただきながら進めていきたいと思いますがよろしいですか。

では，71ページまでを前半として，事務局の説明をお願いします。

【事務局（原課長）】

資料1に基づき前半部分（71ページまで）を説明

【会長】 事務局から説明がありました。これらについて質問がある方は、挙手をお願いします。

【榊委員】 31ページの《個別事業》の「③ 夜間の多世代型子育てサロンの開設」とありますが、この事業のモデルとなる具体的な取組をお教えてください。

【事務局（木村課長）】 札幌市や旭川市において、新たな取組として、夜間の子育てサロンが行われているということで、参考にさせていただきたいと思っております。

函館市においては、どのくらいの頻度、箇所数が良いか、一気に沢山ということにはならないと思いますが、まず、どのくらいのところで始められるかということについて、検討しながら進めてまいりたいと思います。

【榊委員】 札幌は、月寒にある「ねっこぼっこのいえ」でよろしいですか。

そこは、NPO法人が、事業を受託して行っているところなんですけれど、元々は、自分たちでニーズを掘り起こして、事業を立ち上げたという経緯なんですね。

そして、多世代型と言っているのも、今までの地域子育て支援拠点事業とは、ちょっと別なものなのですが、直営型でやることをお考えなのか、どこかNPO法人に事業を委託するのか、どのようにお考えですか。

【事務局（木村課長）】 事業の実施形態については、基本的に、市内の子育てサロンにおいて、委託事業として行っているところですので、委託によって行うことを検討しております。

【榊委員】 そうしますと、この事業をやりたいNPO法人を公募するというような理解でよろしいでしょうか。

【事務局（木村課長）】 そうですね。実施に当たっては、子育て支援隊のときがそうだったんですけども、公募しております。

【会長】 他にありますか。どうぞ。

【高橋委員】 資料27ページのSDGsのところなんですけど、SDGsは、次のページでどの事業にどの目標が当てはまるかを書いています。どこの項目が濃くて、どこが薄いというのが結構重要だと思うんですよ。その辺を視覚化して、薄い部分を計画に盛り込んでいくということが大事だと思うんですけど、いかがでしょうか。

【事務局（原課長）】 SDGsでは、17の目標とその達成基準として169項目が示されており、その中での本計画における位置付けということ

で、対応する目標を示しておりますが、濃い・薄いという視点では今のところ整理しておりませんとの御理解いただきたいと思っております。

【高橋委員】

まだ始まったばかりだと思うので、割り振るだけになっているのだと思うのですが、本質的なところは、そこではなく、割り振って終わりという訳ではないと思っております。

今後もっと未来を見据えたときに、どうやって足りない部分を補ったら良いかというのが新たな視点になると思うので、そういう方向性でやっていけたら良いなと思っております。

【会長】

他にありますか。はい、どうぞ。

【木村（一）委員】

計画策定の趣旨等のところですけど、函館市子ども条例について、委員の皆さんは、どのように理解しているのでしょうか。議論する上で基盤となると思っておりますので、子ども条例について議論する場があっても良いと思うのですが。難しいでしょうか。

【会長】

この場では難しいかもしれないですね。

【木村（一）委員】

では、子ども条例が市民に伝わっている認識を持っているのかどうかを市にお伺いしたいのですが。

【事務局（原課長）】

子ども条例につきましては、平成28年から施行されておりました、約3年ほど経過しております。

その間、周知・啓発等を行ってまいりましたが、子ども条例は理念を規定したもので、なかなか見えづらいというところも確かにございます。

子ども条例の理念に基づいた個別事業は「こどもなんでも相談110番」等ございますが、条例自体の周知は、まだまだこれから取り組んでいく必要があるものと考えております。

【木村（一）委員】

子ども条例は、20回ほど集まって作り上げてきたというものです。それが、幼児教育から小・中学校、高等学校を含めて、どれだけ浸透しているのかが、計画を策定する上で、基盤となるのであれば、子ども条例の理解が大事なかなと思っておりました。

それと、資料の個別事業等を見ると、どの文章も文末が「努めます」とか「図ってまいります」といったふうになっておりますが、計画期間の5年間を「努めます」と言っているだけで良いのか、今必要な事業を「やります」という言葉で示すべきではないかなと思っております。

人材不足という困難な状況で0から18歳までの子どもをどのように育成していくかを考えると、もっと実効的な言葉を使うべきではないかと思うのですが、難しいでしょうか。

【事務局（原課長）】

表現につきましては、書きぶりに思いの差が出てしまっているのではないかという御発言だとは思いますが、我々としては、

表現の違いによる思いの差はないと思っております。

ただ、思いや表現については、どのように反映できるか、こちらの方で、もう少し考えさせていただきたいと思えます。

【相澤委員】

先程の話に関連すると思うのですが、計画を策定することの大目標は何なのかということを確認したいのです。

これは、函館市の人口減、子どもの数の減少に歯止めを掛けるというのが第一目標だというふうに考えてよろしいですか。

【事務局（原課長）】

はい、目標の1つだと思っております。

【相澤委員】

3ページ、4ページに示されている推計を見ますと、ずっと減少し続けている現実が書かれていますよね。

函館市としては、人口減少の下げ留まりはどの程度かという考えはありますか。

【事務局（原課長）】

かなり長期的なものにはなりますが、そちらで推計値を出しているというところではありますが、減少傾向が続くという表現になっているかと思えます。

【相澤委員】

そうだとすれば、やはり数値目標が必要だと思うんですよ。

例えば、18歳未満人口がこの数値を下回ると市として機能を維持できないとか、最低限この人数は必要であるという数値を示すべきだと思うんですよ。その数値を示した上で、こういう施策が作られていくと。

つまり、この施策をやれば、この数値を下回らないだろうと。そこから、V字回復ではないけれども、その施策を更に充実させることによって、函館市の子育て環境が良くなっていく、イコール、人口、子どもの数が増えていく。市民に向けての提案というのは、そういうことだと思えます。

先程、木村さんが言っていたのも、そういうことなのだと思います。「努力します」だけでは、具体的な内容が伝わらない。

大前提として、そういった記述があるのかなと思いましたが、なかったんで、必要なのではないかと。

そうすると、先程お話しにも挙がりましたSDGsについても精査をしながら、次の施策を作っていくということも大事だと思います。世界的にこういうものが基準になっているので、こういうことも含めて検討しますというだけ示されても、具体的な内容が見えづらいです。

だから、先程の高橋委員の質問に対しては、次の計画期間では具体的に検証しながら、足りない施策については、作っていきますというような記述をした方が良いのではないかと思いますし、何が足りないということを検証するために、具体的な数値目標があれば、達成できなかったものを明らかにしやすい。そのためにも、人口減の最低限はここまでという根拠を持った数値目標を示す必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【事務局（原課長）】

人口に関する部分の御意見ですが、函館市においては「人口ビジョン」を策定しております、その中で「人口の将来展望」という記載がございます。こちらと、この計画とどのように整合性が取れるのかというところを一度整理したいと考えております。

また、この計画の人口減少に関するところとしましては、23ページの第3章の「基本的な視点」の7で、少子化の進行に対する視点を記載しているところです。

そういう点も含めて、最終的に目標値や方向性をどのように展開できるのかを整理したいと思っております。

【会長】

はい。他にありますか。どうぞ。

【箭原委員】

大きな話が出た後に、細かい話をするのは恐縮なんですけど、まず確認したいのは、この後も文言整理とかは続けられますよね。

この1ページ目の3段目と、6段目にも「いるなか」とか、「こうしたなか」とか、文字が重なったりして、3行目は「いるなか」で良いのかなと思ったので、その確認でした。

同じく1ページ目、「Ⅱ 計画の位置付け」の中で、「市町村子どもの貧困対策計画」というふうに出てきていますが、恐らく昨年、北大との合同での貧困調査を行っていると思いますが、その実施についての部分は、あえて入れていないのか、どうなのかという疑問がありました。

あと、22ページ「3 すべての子どもと家庭への支援の視点」の2行目で、「児童虐待や引きこもりに至る」というところで、虐待までは分かるんですが、引きこもりについては、どの方の引きこもりになるのかということが、ここでは読み取れないと。虐待と引きこもりが並列になっているので、ひょっとしたらお母さんの引きこもりを想定したのか。それとも、大きくなった子どもの引きこもりを想定したのか分からないんですが、ここの整理が必要なのかなと思いました。

【事務局（原課長）】

まず、22ページにつきましては、若干言葉が足りない部分もあるかと思しますので、整理させていただきたいと思っております。

また、貧困の部分につきましては、北海道は、北大と連携して、生活実態調査を行っています。本市においても、そういった調査を参考として、平成29年に調査を行っております。この生活実態調査や昨年度行ったニーズ調査も含め、第二期計画に反映させております。

【箭原委員】

平成29年だから書く必要もないのですが、書いた方が実績として示せるのと、この調査を根拠にしているというのが分かるのかなと思いましたけど、それは事務局の方で考えていただければ良いと思っております。

【会長】 最終的な詰めの部分で検討してください。
では、他にありますか。

【小野田委員】 53ページのところなんですけど、現状と課題の上から3行目「書店やビデオレンタル店での有害図書等の取扱い」とありますが、コンビニやスーパーは入っていないんでしょうか。

本は、コンビニやスーパーにもあります。私が一番気にしているのがコンビニですが、コンビニに入っただけで有害図書が目に入ってくるので、そこをもっとチェックしていただければと思っているのですが、どうでしょうか。

それと、その下の「不登校の児童・生徒に対しては、個別または小集団での相談や指導を行う」というところで、これは、申し込んでからどの程度待たされるものなのですか。

噂では、半年待ちとか、長い間待たされて、そのうち諦めてしまうという非常に残念な話を聞いたので、何とかしていただきたいと思います。

また、この中では、親と子が一方的に悪いかのように捉えられていますけど、先生はどうなんだろうとか、学校はどうなんだろうとかいうことも考えていただきたいと思っています。

【事務局（外山課長）】 年に1回、有害図書の販売状況の一斉立入調査を記載のとおり行っております。

以前、コンビニでは、成人向け図書とそれ以外の図書とを仕切りをして表示していたのですが、最近は、子どもにとって有害な図書について、撤去されているコンビニも多くなっています。ただ、市内には、いろんな業者がいて、まだ取り扱っているところもありますので、確認した上で、計画に盛り込むかどうかを検討したいと思います。

【事務局（原課長）】 不登校への対応につきましては、計画に文言として入れることができるかも含め、実態を確認させていただいてから対応したいと思います。

【会長】 その他にありますか。どうぞ。

【本田委員】 今回の不登校対策の「適応教室」のところ、「学校への復帰に結びつけている」という表記があるのですが、今、不登校の支援ですとか対策については、学校への復帰を最終目標にしないという方針で進んでいるところもあります。目指すところは多様な学びの機会や場所の確保で、子どもの居場所として多様な選択肢を提示して、学校の中に居場所がなくても、他のところに居場所ができるように、ということが進んでいますので、ここの文章にもそういったニュアンスを含めていただくと、これを見た保護者や本人、不登校という問題に関わっている人たちにも、市の対応は進んでいると伝わるのかなと思いました。函館市では適応指導教室を運営していると思いますが、それだけではなくて、フリースクールですとか、夜間中学校ですとか、

小・中学生だけでなく若者の居場所づくりを含めて追加で記載していただくと良いのではないかと思います。

その関係で、個別事業のところに「スクールソーシャルワーカー」が別なところにあり、ここに含まれていなかったり、教育相談に関わる部分もここにはなかったりします。関連すると思いますので、入れていただくと良いと思います。

あと、補足で、「スクールロイヤー」という弁護士さんを雇用するということについて、来年度、文科省の方で全国に約300人配置するというので、先月、話題になっておりましたが、そういった弁護士さんの活用ということも、今後5年間を考えたら、計画に反映させると良いのかなと思います。

【事務局（原課長）】 御意見をいただきました部分について、スクールロイヤーも含めまして、関係部局と内容を確認させていただいて、できる限り反映するような方向で調整したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

【会長】 では、そろそろ後半に進んでもよろしいでしょうか。それでは、73ページから、事務局の説明をお願いします。

【事務局（原課長）】 資料1（73ページから最終ページまでの部分）および資料2に基づき説明

【会長】 では、後半について、質問がある方はいますか。はい、どうぞ。

【木村（一）委員】 先程の説明で、幼稚園・保育園、小学校、中学校の連携が公立のみということになっていると。先般、北海道でも、教育基本計画の各振興局で実施される項目の中で、幼稚園、保育園および認定こども園と小学校との連携を強く訴えていくという考えを示していますが、函館市でもこの計画の中にもそういった考えが入っているのかどうなのか伺いたい。

それと、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化についてですが、これは国の施策であって、もっと充実させるということであれば、函館市独自の無償化以外のものが考えられるのかと思います。貧困の問題とも関係があると思うのですが、働き方改革の中、育児休業や介護休業に対する保障について、どのような施策を考えているのかというのは、大きな問題なので、計画に入れても良いのかなと思います。

【事務局（木村課長）】 まず、幼児教育に関してですが、北海道が中心となって進めているところではあります。今、新たな動きとして、北海道でも幼児教育推進センターの設置などの取組が始まっておりまして、そういった動向も踏まえて、市としてどのような取組ができるか考えて参りたいと思います。

また、幼児教育・保育の無償化につきましては、国による無償化は、10月1日から始まったんですけど、函館市におきま

しても、以前から、独自の軽減ということで、北海道の補助事業等も活用しながら、年収640万円未満世帯の第2子以降の無償化ですとか、国の保育料の階層よりも段階を細かくして、保育料を更に低く設定するという独自軽減を行っておりまして、こちらは今後も継続していきたいと考えております。

【事務局（原課長）】 育児休業に関する取組に関しましては、「仕事と子育ての両立のための基盤整備」のところで記載しておりますが、幼児教育・保育の無償化とも関連があるのではないかという御意見かと思っておりますので、施策の方向性を含め、どのように記載できるのか整理させていただきたいと考えております。

【木村（雅）委員】 木村委員の方から、幼小連携のお話がありましたが、これは教育委員会の管轄になると思っておりますが、昨年度、函館市で教育振興基本計画というものを策定して、これは、国や道の基本計画を踏まえての向こう10年の基本計画ですが、こちらの方にも幼小連携の部分、さらに、高等教育機関との連携と、幅広く計画に位置付けております。毎年度の具体的な施策については、教育委員会で重点推進事項として提示されていますので、幼小連携については、その辺で網羅されているのかなと思っております。

教育委員会の施策まで細かく踏み込んでしまうと、そこだけでもものすごく厚くなってしまいますので、教育委員会において実施されることを、私たちが理解しておけば良いのかなと思っておりました。

【会長】 これは、計画の中に、教育委員会の計画書を参考として入れておくべきということでしょうか。

【事務局（原課長）】 記載内容につきましては、教育委員会の教育振興基本計画との整合を図りながら、どのような記載をすべきか今後整理させていただきたいと思っております。

【会長】 他に質問はありますか。はい、どうぞ。

【木村（一）委員】 今、木村委員から教育委員会の計画に幼小連携が位置付けられているとの話がありましたが、私立の学校は含まれていないと思っております。私立幼稚園とその近隣の小学校とでは、連携していると思っておりますが、函館市として、0から18歳までの子どもたちの教育の充実というところで、教育委員会の計画とこのたたき台とでは、大きくかけ離れている部分があると思っております。

地域社会とはなんぞやと言ったときに、地域全体で考えていくべきで、そういう意味からすると、幼小の連携だけでなく、小学校と学童の連携や、児童館等も含めた連携についての施策が、これからは必要になってくると思っております。

そうであるならば、公立・私立といった区別なく、もちろん私立の独自性というものもあるとは思いますが、同じように考

えていかなければならないかと思えます。

函館市の子どもたちは、どこの学校に行っても同じような恩恵が受けられるといったことが必要なのではないかと考えます。

【相澤委員】

今、木村委員がおっしゃったことは、教育委員会でやっているから、市はやらなくてOKということではないんですよ、ということだと思えます。

教育委員会が作った施策に従ってやりなさいとできるのは、函館市立の学校しかない訳です。

けれども、この計画は、学校設置者とは関係なく、函館市の子育て支援の一環として、函館市の幼稚園、学校はこのようにやってくださいと全体に示すものなんです。

なので、そういった意味では、木村委員が言いたいことは、もう少し分かりやすく、全体に示すものが、この計画に書かれて良いのではないかと、ということだと思えます。

おそらく、一般の市民の方は、そういった違いというもの分からないと思うんです。だから、そういった違いというものを埋めていくという観点が、この施策を作る上で必要なのではないかと考えます。

【会長】

今、委員の言っていたことは、事務局も理解したと思えますので、よろしく願います。

【高田委員】

関連して。例えば、放課後児童クラブに通っている小学生の子どもにいろいろな問題を感じたとき、なかなか担任の先生と話をしても解決が難しいです。個人情報の問題が、ネックになっているからです。

私たちの場合、子どもが宿題をやってこないといったときにどのような対応をすれば良いかという問題も、親に確認してからでないと、担任の先生と話ができないという状況にあります。

こういったところは、もう少しスムーズにできるように、定期的集まって、子どもについて、今こういう状況ですとか、情報を共有できれば、解決につながりやすいのかなと思えます。

ただ、個人情報の保護という問題がありますので、難しいです。そういったことも御理解いただければ、先程の話ももう少し見えてくるのかなと思えます。

【会長】

事務局の方で、木村委員や高田委員の話を詰めてもらえればと思えます。

はい、高田委員。

【高田委員】

児童虐待のところなんですけど、今、東京目黒の件で、裁判があつて、父親が教育をしようと思っていた、きちんと育てようと思っていたという言い方をしているんですね。これは、かなり厳しい中身だと思えます。

やはり、家庭の中は見えないし、人それぞれの考え方の違いで、外から見たら、とんでもないことをやっているとひどいなど

と思いますが、その当事者は、そのように意識していないということが大きな問題です。

虐待の対応だけではなくて、それ以前の、子どもとはどういうものなのかとか、親子関係というのはどういうものなのかということを、市として、アピールしていかないと、この問題というものは絶対出てくると思っているところです。

【外山課長】

国の方でも、体罰はいかなる理由であってもいけないというふうに児童福祉法が7月に改正され、教育が理由であっても、親は体罰をしてはいけないということになっております。

【高田委員】

「こういうのも虐待です」といったリーフレットを見たことがあるんですけど、市民の皆さんの手元にはそれほど渡っていないと思います。

それを広く配るとか、コミュニケーションする場をもっと設けるとかしないといけないのかなと思います。

虐待は、極端な人がやる訳ではないと思います。

私は、学童の研究交流集会で、虐待についての話を伺う機会がありますが、お母さんたちの話を聞くと、体罰をしてしまうって言うんですね。今日、お話しを聞いて、明日からしないように頑張ろうと思っても、やっぱりやってしまうんだよねって言うんです。1週間もつかなくて。そういうのは、どこの家庭でも抱えているのではないかと思います。

だから、市民に対して、こういう子育てをしていこうというのが発信されないと、なかなか難しい問題なのかなと思います。

【外山課長】

児童虐待について、もっとPRした方が良いのではないかとこの御意見ですが、計画の106ページに、「児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カード等を作成し、関係機関に配布するとともに、保護者をはじめ広く市民に周知することで、児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る」というふうに掲載しております。

児童相談所においても、189番という児童相談所全国共通ダイヤルのポスターで啓発しておりますし、11月には、児童虐待防止推進月間というような取組をしておりますが、ただ今、高田委員からもお話しがあったとおり、小さなこと、例えば、朝ごはんを食べさせずにそのまま学校に行かせたりという、育児放棄につながるような事例も含めて、もっとPRをして、児童虐待防止に努めて参りたいと思います。

【箭原委員】

104ページの児童虐待の「現状と課題」に関する部分で、中核市も児童相談所を作ることができるということになっていきます。そして、個別事業に入れてもらいました「子ども家庭総合支援拠点」の設置をするというところで、この「子ども家庭総合支援拠点」を発展的に大きくしていくことで、児童相談所の設置に結びつけるということが、「現状と課題」に出てきても良いのではないかと思います。

中核市でなければ児童相談所の設置というのは相当高いハードルになっているということですが、中核市は、児童相談所を設置できるとなっています。

市の方も御存知でしょうが、中核市では2箇所、東京23区は全区で、児童相談所を設置するという計画であると聞いておりますので、道内では旭川市で市児相を作るということを考えると、最終的に作るかどうかは別としましても、函館市でも課題として挙げて良いのかなと思います。

そういう意味では、「現状と課題」の一つ目に当所の話が出てきていますけれど、この件数の6割強くらいが函館市の虐待事案ということですので、ここに載せるかどうかは別にしても、課題として認識しておく必要があるのではないかと考えております。

そして、「現状と課題」の二つ目ですが、「また」で始まっていますが、これは間違いかなと思います。上の文章から続いてくるんですけど、多分「結果として」と始めるのが正しいのかなと思います。

あと、109ページの「障害児計画相談支援」という事業名で正しいのか、ひょっとしたら「障害児計画・相談支援」とかにならないのかというところを確認していただきたいのと、111ページの「函館特別支援教育研究会」がどういったものなのかということを知ってほしいでしょうか。

【事務局（原課長）】 文言や事業名等の確認につきましては、確認の上、後日、回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【木村（雅）委員】 「函館特別支援教育研究会」については、特別支援学級の先生方が入っているサークル名です。ですから、公的なものではなく、函館市の小・中学校の先生からなる私的な団体です。

【数又委員】 例えば、国語だったら国語教育研究会だったり、数学教育研究会だったりがあるように、特別支援教育研究会があって、特別支援学級の先生方が集まっているんですね。

【会長】 なるほど。回答が出てきました。
よろしいでしょうか。
他に質問があれば、事務局にメール、電話で連絡して、次回11月20日の会議のときに回答をもらうということで、よろしくお願いします。
最後に、事務局から何かありますか。

(3) その他

【事務局（原課長）】 次回の会議についてのお知らせですけれども、11月20日（水）を予定しております。開催日に近付きましたら、書面にて出欠の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回につきましては、計画の素案の取りまとめということで協議したいと考えております。

また、御意見等提出される方に関しましては、特に様式は定めておりませんので、内容について、ファックスやメールにて事務局の方に御連絡いただければと思います。できれば、10月下旬をめどに提出していただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。

5 閉会

【会長】

それでは、本日の会議を終了したいと思います。
皆さん、お疲れ様でした。